

1 研究開発学校について

(1) 研究開発学校制度とは

文部科学省では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年から研究開発学校の制度を設けています。

この制度は、学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、研究開発を行おうとする学校を「研究開発学校」として指定し、その学校には、学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法を開発していくこうとするものです。

国や教育委員会においては、以前から、教育課程研究指定校を設けるなどして教育課程の改善のための研究を進めてきており、その成果は、学習指導要領の改訂等に際しても十分生かされてきています。一方、教育課程の基準の改善に当たっては、改善しようとする事項がその趣旨やねらいに即して実際に各学校で実施できるかどうかなどを十分見定めることが必要であり、そのためには現行の基準によらない試みをあらかじめ実践し、その成果を検証しておく必要があります。

このような考えに立って、文部科学省では、学校教育法施行規則第55条等に基づき、研究開発学校制度を設けています。

(2) 研究開発の成果

これまでの研究開発の成果は、教育課程の基準改訂に関する中央教育審議会の審議等の中で、具体的な実証的資料として生かされてきています。例えば、平成元年に公示された学習指導要領においては、小学校低学年の「生活科」の設置、中学校の選択履修の幅の拡大、高等学校の「課題研究」などの新しい科目の設定などの形で取り入れられましたし、平成14年4月から実施されている学習指導要領の「総合的な学習の時間」や「情報」「福祉」などの教科等の創設に際しても、研究開発学校における実践が貴重な資料になりました。また、単位制高等学校や中等教育学校の制度化においても実証的資料を提供しました。さらに、平成20年3月に公示された小学校学習指導要領における外国語活動の新設、平成29年に公示された学習指導要領の小学校中学年における外国語活動、高学年における外国語科の導入にも、研究成果が活用されています。

(3) 教育課程の不断の見直し

教育課程の基準については、これまでおおむね10年に一度の見直しを行ってきましたが、文部科学省では、平成13年から、教育課程に関する審議会（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）を常設化し、研究開発学校における実践研究の成果や、全国的な学力調査をはじめとした各種調査研究の結果に基づき、不斷に見直す体制を整備しました。この結果、各研究開発学校における実践の成果は絶えず教育課程の基準に関する審議に生かされることとなり、その重要性はこれまで以上に高まっています。

2 研究開発学校の指定と運営

(1) 研究開発学校の指定手続

研究開発学校の指定は、おおむね以下のような手続により行われます。

①実施希望調査

文部科学省は、公立学校については都道府県・政令指定都市の教育委員会、私立学校については都道府県知事、国立大学法人の設置する学校については国立大学法人（以下「都道府県教育委員会等」）に対し、次年度の研究開発の希望について調査します。

研究開発の実施を希望する場合、その学校の管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を所管する教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。ただし、同一の都道府県内の二以上の市区町村の教育委員会がそれぞれ所管する公立の学校が、同一の研究開発の実施を希望する場合であって、当該都道府県の教育委員会が当該学校を所管する全ての市区町村の教育委員会の同意を得ており、かつ、文部科学省が特に必要と認める場合にあっては、当該都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。）は、研究開発実施希望調書を作成し、都道府県教育委員会等を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に提出します。

②実施希望調書の審査

文部科学省では、提出された実施希望調書の内容について、教育研究開発企画評価会議において審査を行い、適切と認められる研究について、当該管理機関等に対し、正式な申請書、計画書等の提出を求めます。

③研究開発学校の指定

連絡を受けた管理機関等は、教育研究開発実施要項に基づき、研究開発学校指定申請書を都道府県教育委員会等を経由して文部科学省に提出します。文部科学省は、研究開発学校指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、当該学校を正式に研究開発学校に指定するとともに指定された研究開発学校における研究開発の実施を当該学校の管理機関に委託します。

なお、研究開発学校としての指定は、原則として4年間としています。

④教育研究開発事業の委託契約の締結

研究開発学校として指定を受けた学校の管理機関は、教育研究開発事業実施委託要項に基づき、文部科学省と管理機関との間で、教育研究開発事業の実施に係る委託契約を締結します。委託契約の期間は、委託契約締結日から当該年度の末日までとされており、年度ごとに契約を行います。

(2) 運営指導委員会の設置

管理機関は、研究開発学校の運営に関し、専門的見地から指導助言に当たる運営指導委員会を設けることとされています。

この委員会は学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等によって組織されております。具体的には、教育学や心理学を専門分野とする大学教員、近隣の市町村教育委員会や都道府県教育委員会の指導主事、他の学校の校長又は教員等を中心とした7、8名によって構成されている場合が多いようです。

その人選に当たっては、特定の機関の職員や専門分野に偏ったりすることなく、また、学校が所在する地域の実態を踏まえ、幅広い視点から指導助言が得られるよう配慮する必要があります。

この委員会の年間開催回数については、学校によって多少違いますが、おおむね、3~4回となっています。

(3) 研究開発学校連絡協議会及び研究協議会について

研究開発学校連絡協議会及び研究協議会（研究開発学校フォーラム）は、文部科学省主催により東京で開かれる協議会です。例年5月に、当該年度に新規に研究開発学校として指定した学校を対象に連絡協議会を開催し、教育研究開発事業の趣旨や研究上の留意点等について説明を行います。また、例年1月に研究協議会（研究開発学校フォーラム）を開催し、最終年度の学校が研究内容の発表を行い、その研究成果を広く社会一般に公開するとともに、指定1～3年目の研究開発学校の教職員、関係教育委員会の職員等が参加して、研究開発の進捗状況、問題点、研究の進め方について、教育研究開発企画評価会議協力者や文部科学省の関係職員と協議を行います。これらの協議会は、研究開発学校にとっては、研究を進めていく上で重要な会議となります。

(4) 文部科学省の実地調査について

研究開発学校の実態、研究開発の実施状況、実践上の問題点等を把握し、以後の研究の進め方について研究協議するため、教育研究開発企画評価会議協力者又は文部科学省の関係職員により、各研究開発学校に対する実地調査を行います。

実地調査の時期や回数については、当該学校と調整の上で決められます。実地調査の方法は、研究開発に関する授業の参観、研究担当者からの報告及びそれに基づく研究協議、全教職員との研究協議という形態が一般的です。

(5) 文部科学省への報告書等の提出

研究開発学校は、毎年度末までに①「研究開発実施報告書」、②「研究内容の要約」、③「研究開発自己評価書」、④「事業完了報告書」等を文部科学省に提出することになっています。

研究開発実施報告書は、年度ごとに、研究開発のねらい、内容、実践の結果等を報告するもので、その様式、部数等については毎年文部科学省から示されます。また、研究開発が最終年度である学校の場合は、指定期間全体の報告書とし、研究開発そのものの総括的評価も加えて取りまとめる必要があります。研究開発実施報告書をまとめるに当たっては、研究の経緯や年間指導計画等の具体的な内容も記載することになりますが、これが単なる実践記録の累積的記述に終わることは避けなければなりません。詳細な実践記録等は参考資料として添付するにとどめ、実践から得られた結論に評価を加味してまとめることができます。また、学校の教育活動の全てにわたる記録は必ずしも必要とはされません。後に述べる研究成果のまとめ方や評価の方法を参考として、研究課題に即してまとめることが大切です。研究開発自己評価書は、年度ごとに、研究開発の実施の効果や研究実施上の問題点等について自己評価をまとめるものです。その様式、部数等については毎年文部科学省が示しています。

また、会計報告が中心となる事業完了報告書等については、教育研究開発事業実施委託要項に定める様式に基づき作成するものです。事業完了報告書等の提出に当たっては、あわせて、支出を証明できる領収書の写し及び収支簿の提出が必要となりますので、経費の執行に当たり留意してください。

(6) 研究成果の発表

多くの研究開発学校において、研究の最終年度にその成果を広く公表するため、研究発表会が開催されています。研究発表会を行うかどうかは学校の判断によるものですが、国費を投入する研究であることに鑑み、研究成果については広く社会一般に公表することが必要です。なお、研究開発学校における実践研究は、教育課程の基準の枠をはなれた内容をもつだけに、研究発表会を開催する場合は、その趣旨が関係者に十分理解されるような配慮を加えることが必要です。なお、文部科学省では、各研究開発学校の希望がある場合に、こうした研究発表会の情報等を研究開発学校ホームページに掲載することとしています。 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenkyu/index.htm を参照)

(7) 研究終了後について

研究開発学校の指定期間は原則として4年間となっています。指定期間が終了すると現行の基準による教育課程に戻ることとなります、学校から指定期間の延長の希望がある場合には改めて企画評価会議による計画書の審査を行い、必要に応じて指定期間の延長を認めることとしています。

指定期間の延長については2通りあり、①研究上の特段の必要性による指定期間の延長と、②現行の基準による教育課程に円滑に移行する観点による指定期間の延長とがあります。

①研究上の特段の必要性による指定期間の延長とは、4年間の研究において既に一定の研究成果を上げているものの、より的確な研究成果を得るという観点から指定期間の延長を行う場合を指します。これが認められると、その学校は新規に指定された学校（新規指定校）同様、1～3年間の指定を再度受ける形となります。これを延長指定と呼びます。

これに対し②現行の基準等による教育課程に円滑に移行する観点による指定期間の延長とは、現在研究開発として実施している特別の教育課程を、現行の基準に基づく教育課程として編成・実施するために準備期間を必要とするため、研究が終了した後、特に指定期間の延長を行う場合を指します。これを名目指定と呼びます。この場合、延長される期間は1年のみとなります。この場合、所要経費及び教職員加配等の措置は国としては行いません。

3 研究開発の申請を行うに当たっての留意点

研究開発を希望する学校は、文部科学省が定めた募集課題の下で、各学校や地域の創意工夫を生かした特色ある学校教育の研究を可能とする研究開発課題を独自に設定する必要があります。その際は、学習指導要領の理念を十分に理解し、その内容を踏まえた上で、教育課程の基準の更なる改善に向けた課題設定を行うことが求められます。

また、文部科学省は、教育課程の基準の改善等に資する実証的な資料を得るという研究開発学校の目的を公正かつ効率的に実現するため、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者等で構成される企画評価会議による評価を行い、研究開発学校の指定を行うこととしています。審査の方法や規準、評価の基準については、以下のとおりとなっていますので、これらに留意しつつ、研究開発実施希望調書を作成する必要があります。

○審査の方法

企画評価会議における研究開発学校の指定の審査は、以下の方法によることとしています。

- (1) 企画評価会議の下に、募集課題に応じた分科会を設置する。
- (2) 各分科会において希望調査の審査を行い、指定に当たっての評価を決定する。
- (3) 各分科会で決定された評価に基づき、企画評価会議において当該年度の指定する学校を決定する。

なお、指定に際しては、原則として審査の評価の順となりますが、研究開発の多様性を確保する観点から、取組の特徴、地域性、学校段階及び国公私のバランス等にも配慮することとされています。

○審査の基準

(1) 教育課程の基準の特例の範囲

研究開発学校においては、各教科及び総合的な学習の時間等について教育課程の基準の特例を実施することができますが、この場合においては、各学校の卒業の段階でそれぞれの学校教育の目標をおおむね達成していることが必要となります。ただし、学校段階間の連携に関する研究を行う場合などにおいては、研究上必要な範囲で例外が認められます。

なお、研究開発学校の指定は、教育課程編成上の特例を認める必要がある場合に指定するものであり、現行の教育課程の基準の枠内で実施可能なものは指定の対象となりません。ただし、幼稚園については、現行の幼稚園教育要領の枠内で研究を行うことが可能です。

(2) 適正な学校教育の確保

研究開発学校は、教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ児童生徒の教育上適切な配慮がなされると認められる場合に、教育課程の基準の特例を実施することができます。そのため、企画評議会議では、以下の基準で研究開発希望実施調書の審査が行われます。

- ① 受験準備に偏した教育を行おうとするものなど、受験競争の過熱化につながるようなものは、指定しない。
- ② 当該学校と政治的、宗教的活動との関係については教育基本法等の規定に十分配慮して審査する。
- ③ 教育の方法などにおいても、学校教育として関係法令及び社会通念に照らし適切なものであること。
- ④ 児童生徒の転校の際の配慮などを含め、教育上適切な配慮がなされていること。

(3) 学習指導要領改訂を見据えた実証的資料としての有用性

次の観点から評価したとき、学習指導要領改訂を見据えた実証的資料として有用な成果が得られると認められること。

- ① 我が国のあるべき教育課題に鑑み、こうした課題を踏まえて教育課程の基準の更なる発展及び展開に資する研究開発の内容となっているか。
- ② 研究開発の成果がその学校においてのみ適用可能なものではなく、他校への普及や展開が期待できるか。
- ③ 研究開発実施計画が明確かつ実現可能なものであるか。
- ④ 学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制が整備されているか。
- ⑤ 運営指導委員会において、研究者が専門的見地から指導、助言、評価に当たる体制が整備されているか。

○評価の基準

研究開発学校は、毎年度の文部科学省予算に応じて、可能な範囲の件数が指定されることがあります。毎年、実際の指定件数を超える多くの研究開発希望実施調書の提出があります。研究開発学校の目的を公正かつ効率的に実現するため、企画評議会議では、以下の基準により、研究開発希望実施調書の評価が行われます。

- ① 研究開発実施計画は、各学校のおかれた諸条件・特色等を勘案した上で、実践的かつ創造的に作成されているか。
- ② 学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制や、それを支援する体制が整備されているか。
- ③ 教育課程の基準の改善に資するという研究開発の目的に適合しているか。

4 研究開発を進めるに当たっての留意点

研究開発の指定を受けた学校（研究開発学校）においては、研究開発学校制度の趣旨に照らして、我が国の教育の現状についての問題意識と将来の方向を見通していく的確な洞察力が求められます。研究開発を進めるに当たっては、担当者はもとより全教職員がこのことを認識し、新しい学習内容や指導方法を積極的に取り入れていこうとする意欲をもつて、組織的かつ計画的に研究開発に取り組むことが期待されます。

特に、現在指定を受けている研究開発学校においては、学習指導要領等の理念を十分に理解し、これらの内容を踏まえた上で、次期改訂を見据えた研究開発に取り組むことが期待されます。

研究開発の進め方について留意すべき事項等は次のとおりです。

（1）研究課題及び研究仮説の設定

研究開発を行うに当たっては、まず研究開発課題及びその課題を解決するための研究仮説（以下「研究課題等」という。）を具体的かつ明確に設定することが必要です。その際、留意すべき点は以下のとおりです。

- ア 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえた上で、具体的な必要性に基づいて設定すること。
- イ 教育課程の基準の特例の設定を中心として、研究課題解決のための手段、期待される成果等を明確にし、全体として検証が可能なものとすること。
- ウ 全校的な検討を十分に行い、全教職員の共通理解を図るとともに、あらかじめ保護者や地域の関係者の理解を得ておくこと。

（2）研究計画の作成及び研究体制の整備

研究課題等の設定後は、これに沿って研究計画を明確かつ具体的に作成するとともに研究体制を整備する必要があります。

①研究計画の作成

研究計画の作成に当たっては、運営指導委員会や関係教育委員会等との緊密な連携・協力が必要とされることはもちろんですが、各学校が児童生徒や地域の実態等を勘案し、創意工夫を生かして主体的に作成することが重要です。研究計画の作成に当たって留意すべき点はおおむね次のとおりです。

- ア 研究開発学校でなければ実施できない研究計画を作成すること。
- イ 研究計画が研究課題等と十分かみあっていること。
- ウ 研究計画が、児童生徒や地域の実態を踏まえ、教育上の適切な配慮の下に作成されていること。
- エ 年度ごとの重点が明確となっており、年次計画に発展的に位置付けられていること。才実施の過程において、その効果や影響を的確に把握し、再検討を要すると思われる

点については適宜改善・修正を加えるなど弾力的な対処ができるよう配慮しておくこと。

カ 計画が全校的な共通理解の下に作成され、全教職員がそれに沿って創意工夫ができる内容であること。

なお、指定期間は4か年を原則としているので、特に次の点に留意すること。

キ 1年次計画に当たっては、2年次から円滑に特別の教育課程の実施に着手できるよう、児童生徒に育むべき力の明確化、新設する教科等の教育課程上の位置付けや既存の教科等との関係性の明確化、新設する教科等の目標・内容の明確化を図ること。また、特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定、併せて特別の教育課程を実施する前段階での児童生徒の実態調査の実施等を行うこと。特に、1年次計画の提出前には、保護者・地域の理解を得ることはもとより、全校的な共通理解の下、特別の教育課程の実施に速やかに対応できるよう遺漏がないように努めること。

ク 2年次及び3年次計画に当たっては、特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の実施により、児童生徒がどのように変化したかなど、教育課程の評価にも着手すること。

ケ 4年次計画に当たっては、前年度までの成果を踏まえて、改善した特別の教育課程を実施し、それらの評価を実証的に行うこと。

コ 研究開発の成果に関する定量的なデータを得ることに留意すること。

サ 指定期間終了後の教育課程についても事前に見通しをもっておくこと。

②研究体制の整備

学校の研究体制の整備は、研究計画の作成と同様に研究開発を進めていく上での基本的な要件であり、これいかんによってその成否が大きく左右されるといつても過言ではありません。研究計画の作成時には、研究目的や研究課題に適切に対応できる研究体制を整備する必要があります。

研究体制は、研究課題等に対応した機能的なものであるとともに全教職員が意欲と責任感をもって取り組めるものであることが必要です。そのためには、①役割分担が明確であること、②役割相互の有機的関連が図られていること、③各教職員の特性などを考慮した配置になっていることなど基本的な事項に遺漏がないようにするとともに、研究開発の実施過程で研究計画に対する評価や反省を適切に行い、必要に応じて軌道修正ができるようにしておく必要があります。

(3) 研究開発の展開・実施

研究課題に即した実施計画が作成され、そのための組織体制も整えられると、次に具体的な実施の段階に入ることになります。研究開発学校制度の眼目は実践を通して実証的な資料を得ることにあるため、計画作成の段階においては、慎重な検討が必要であり、質の高い計画に基づき、限られた指定期間内に十分な実践と評価を行わなければなりません。

具体的な実施の段階で配慮しなければならない点は数多くありますが、その中で特に留意すべき点としては次のようなものが挙げられます。

- ア 実施内容に関わる諸資料が、目的や課題に応じて常に収集できているか。
- イ 実施した結果については、経過も含め、継続的・追跡的に記録され、かつそれが実践に即した具体性や客観性をもっているか。
- ウ 児童生徒の実態を的確に把握し検証が行えているか。
- エ 実施の状況を把握するために、各種テスト、アンケート調査、教職員や保護者の意見聴取などが、経年変化が見て取れるように実施されているか。
- オ 実施しながら小刻みな評価を重ね、軌道修正ができているか。また、その理由が明確になっているか。
- カ 当初研究計画を立てる段階で予測した効果や、予測しなかった影響が、研究開発の展開実施の過程で的確に把握されているか。

(4) 研究成果のまとめ

研究開発の成果は、今後の教育課程の基準の改善等に際しての資料となるものです。先に述べたように、報告書の内容が単に実践記録の羅列的な記述で終わることは避けなければなりません。また、実践から当初期待していた成果が得られなかつたからといって、根拠のない結論であつたり、単なる意見や主張、又は、一般論に陥つたりしないよう留意する必要があります。

まとめに当たっては、具体的な諸条件をできるだけ明確にし、実践から得られた具体的な成果を基に簡潔で客観性のある結論付けがなされることが期待されます。取りまとめの基本方針を具体的に挙げると、例えば次のようになります。

- ア 当初設定した研究課題を再確認し、これまでの実践が、当初のねらいのどの部分を具体化しようとして行われたものであるかの位置付けを明確にすること。
- イ 当初設定した研究課題に応じて、具体的に何をどのように実践したか、そのような実践のうち学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない部分はどこか、実践の結果どのような効果が現れたか、あるいは現れたと思うか、根拠を明示しつつ明らかにすること。
- ウ 期待した成果が上がらなかつた事例や予期しなかつた副次的な影響等についても、捨象することのないよう、客観性をもって地道に取り上げていくこと。それらの原因や条件等を分析し、まとめることは、今後有効に活用しうる貴重な実証的資料となりうる。
- エ 得られた成果について、児童生徒や学校の実態その他諸条件との関わりを十分に分析すること。また、同時にそれを他の一般の学校に適用する場合の諸条件などについてもできるだけ明らかにすること。
- オ 4年間の研究によって必ずしも課題の全てが解決されるわけではないので、研究課題に関連して、今後発展的に研究を進める必要のある事項についてもまとめること。

5 研究開発の評価

研究開発が効果的に進められ、更にその成果が今後の教育課程の基準の改善等に資するものとして取りまとめられるためには、実施過程において隨時評価を行い、研究開発の進め方を改善するとともに、研究開発実施の最終段階において学校自身がその成果について分析・評価を行うことが必要です。そして、評価が適切に行われるためには、あらかじめ評価の観点を明らかにして、研究開発の手順の中に組み込んでおくことが必要です。

研究開発学校は、これまでにも述べてきたとおり、今後の教育課程の基準の改善等に向けての先導的な研究を行うものであることから、それぞれの研究目的や課題に即した独自の評価の観点や基準・方法等の開発も同時に行っていくことが望まれます。ここで示す「評価の観点」は、そのほとんどが研究開発を進めるに当たっての留意点の再確認といったものですが、研究開発学校の評価として共通に留意する必要のあるものだけを掲げていますので、各学校が自校の研究開発についての評価を行う際の最低限のチェックポイントとして活用されることが期待されます。

なお、研究開発の評価については、昭和 52 年度、53 年度教育研究開発企画評価協力者会議において取りまとめた資料があります。詳細は 74 ページから 84 ページを適宜ご参照ください。

○評価の観点

(1) 課題認識の的確性

この観点は、研究開発課題に示された問題意識や文部科学省が当該研究を指定した趣旨が関係者の間で十分理解されているかどうかというものです。

すなわち、問題の核心は何であるのか、なぜその問題が生じているのか、その問題を解決するためにはどのような手段が考えられるか、また何がどう達成されればその問題が解決されたといえるのかといった点が、自校の実態に即して具体的かつ的確に共通認識されていなければなりません。また、そもそも研究開発課題は各学校が主体的に定めるものであり、研究開発の成果を普遍性のあるものとするためには、実際に研究に取り組むに当たって、各学校のおかれている種々の条件や制約等を常に意識しておくことが必要であるといえるでしょう。

この観点は、研究開発を適切に進めるための基本的なものであり、各学校においては、研究開発学校制度の趣旨を踏まえた的確な課題認識をもつことが望まれるところです。

(2) 計画や手順の妥当性

この観点は、研究開発課題や研究目的に沿って、適切な研究計画が立てられ、それに基づいて妥当な研究手順を踏んでいるかというものです。

より具体的には、①研究課題と十分かみあつた計画が学校の全体の教育方針に即した形で、全教職員の共通理解の下に作成されているかどうか、また、それが、②児童生徒の実

態や学校、地域社会の現状を踏まえ無理のないものとなっているかどうか、ということです。

さらに、研究を進めていく過程においては、③当初のねらいどおりに研究が進行しているかどうか、④全教職員の士気が高まっているかどうか、⑤児童生徒の変容や保護者等の反応などが的確に把握されているかどうか、などの点が挙げられるでしょう。

(3) 研究のねらいの達成度

この観点は、研究開発の当初に定めた研究のねらいが、どの程度まで達成されているか、また、研究課題について解決しようとしていた点がどれだけ明らかになったか、というものです。

より具体的には、①学習指導要領等によらないで編成した特別の教育課程は、どの点がどのような意味で現行の基準と異なっているのか、②その教育課程は、当初のねらいに即したものとなっているか、③その教育課程や新しい教育方法によって児童生徒の学習にどのような効果が現れているか、学校の運営等にどのような影響があったかなどがチェックポイントとなるでしょう。

また、研究開発学校の研究は実践を通したものであるだけに、その過程では予期しなかった問題点も生じるなどして、必ずしも当初のねらいどおりの成果が得られなかつたという場合も考えられますが、この場合にも、残った課題や実施過程で生じた問題点を明らかにするとともに、ねらいどおりの成果が得られなかつた原因を明確にすることによって、かけがえのない貴重な資料が生まれます。

(4) 研究の結果得られた結論の実証度

この観点は、研究開発によって得られた結論が実践の裏付けを十分得られているかどうかというものです。研究開発学校制度の眼目はあくまで実践を通しての実証的な資料を得ることにありますから、いかに優れた結論がまとめられていても、それが十分な実践を経て得られたものでなければ、今後の有用な資料としては活用できないことになり、その意味では、この観点は最も重要な項目の一つであるといってよいでしょう。

(5) 研究成果の一般性

この観点は、研究開発によって得られた成果が、他の一般の学校にどの程度まで適用可能かというものです。

研究開発学校の行った研究開発は、限られた環境条件の下で行われたものなので、そうした条件の下で得られた成果が、直ちに他の一般の学校にも適用できるかどうかは慎重に検討されなければなりません。しかしながら、研究開発学校制度は、そもそも今後の教育課程の基準の改善等に資するためのものであるので、各学校の研究成果はある程度の一般性をもつていることが不可欠です。しかも単なる理論付けだけによる一般性ではなく、個々の環境条件の下での実践から得られた結論について、一般化がどの程度までできるかという点が重要となってきます。